ID:　1002

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	特定施設等の設置又は変更の届出に係る計画変更等命令　（騒音、振動及び悪臭に係るものに限る。）
例規名 根拠条項	環境の保全と創造に関する条例　第45条
例規番号	平成7年兵庫県条例第28号

【根拠条文】

（計画変更命令等）

第45条　知事は、第43条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が規制基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から60日（騒音又は振動に係るものにあっては、30日）以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年6月28日	**最終変更年月日**	令和5年6月30日